

独立行政法人大学入試センターが達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

令和8年2月25日

文 部 科 学 省

目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験	2
2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	4
3 大学情報の提供等	6
IV. 業務運営の効率化に関する事項	7
V. 財務内容の改善に関する事項	8
VI. その他業務運営に関する重要事項	8

別紙 1 独立行政法人大学入試センターに係る政策体系図

別紙 2 独立行政法人大学入試センターの使命等と目標との関係

※ III. 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

センターは、独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号。以下「センター法」という。）第 3 条に基づき、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資することを目的としている。センターは、我が国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約 50 年間のノウハウを蓄積してきており、また、業務に必要な資質能力を備えた人材を採用するとともに、大学や各都道府県教育委員会等との人事交流により人材を確保・配置し、高等学校関係者や大学関係者双方と協働することにより、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し一括して処理することが適当な業務を実施している。また、大学入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報提供を行っている。

大学入学者選抜においては、各大学が定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することが重要となる。その中においてセンターは、令和 3 年度大学入学者選抜から開始された共通テストに関し、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力を把握するため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視した評価を行うとともに、共通テストの信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、問題の作成及び採点等を適切かつ厳正に行っている。令和 7 年度大学入学者選抜においては、各大学にて実施される試験と適切に組み合わせるなどして 4 年制大学の約 9 割が共通テストを利用しており、我が国の大学入学者選抜において欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

令和 3 年 7 月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」においては、共通テストに関し、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが適当であるとされている。同時に高等教育を取り巻く状況に目を向ければ、令和 7 年 2 月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、我が国における急速な少子化の進展や緊張化する国際情勢、AI の進展による社会情勢の変化等を背景に、持続可能な社会の担い手として、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材など厚み

のある多様な人材の育成が求められている。その中において、大学入学者選抜については、大学進学者数が減少していく中で、多様な背景を持つ学生が入学できるよう、多面的・総合的な入学者選抜を推進し、その後の大学教育につなげていくことが求められている。

これらを踏まえ、センターにおいては、引き続き共通テストの良質な問題作成と公平・公正かつ安定的で確実な実施を継続するとともに、共通テスト志願者数の減少等を見据えた持続可能な実施運営の方法の在り方について検討する必要がある。また、大学入学者選抜の改善に資する基盤的な研究や政策的・社会的課題に対応した先導的・実践的な研究の実施と成果の発信が求められる。

センターは上記にあるようなミッションの達成が求められていることから、業務の運営においては、理事長のトップマネジメントの発揮により、着実な業務の進捗管理や戦略的な資源配分の実施、必要に応じた計画の柔軟な見直しを行いながら、大学入学者選抜におけるナショナルセンターとして時代の要請に応えていくことが期待される。

以上を踏まえ、第5期中期目標期間における業務の実績についての評価等に基づき、センターの第6期中期目標を以下のとおりとする。

※政策体系図、使命等と目標との関係は別紙のとおり。

Ⅱ. 中期目標の期間

中期目標期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験

共通テストは、センター法第13条第1項第1号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施する。

(1) 共通テストの問題作成

共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。

このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行う。また、高等学校教

育等への影響も考慮に入れつつ、試験問題に関する第三者評価及び自己点検・分析・評価を行い、適切な問題を作成する。

また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。

(2) 共通テストの円滑な実施

共通テストは全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や志願者に対して出願方法を丁寧に周知するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、感染症や災害等のリスクを踏まえ、受験者が安心して受験でき、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、Web 出願等システムを安定的に運用する。

なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の手をを広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。

共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

また、今後、少子化により志願者の人数が大きく減少することが見込まれる中、現在の実施体制等に関して各地域においても様々な論点が生じてきていることも踏まえ、必要な体制を整備し、今後の実施運営の方法の在り方や業務の効率化・高度化について、継続的に検討を進める。

(3) 共通テストの採点・成績提供

共通テストの採点及び成績提供を着実にを行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。

【重要度：高】

共通テストについては、約 50 万人の大学入学志願者を対象に中立・公平を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要

があるため重要度が高い。

【困難度：高】

感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な対策を講じた上で共通テストの問題を作成するとともに、試験を円滑に実施する必要があるため困難度が高い。

【指標】

1－1 共通テスト試験問題の外部評価における良問の割合

1－2 共通テストの実施上の注意点等の説明資料に対する参加大学の視聴（閲覧）率

【目標水準の考え方】

1－1

高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための試験という特性を踏まえ、共通テストの試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において95%以上が良問であるとの評価を得る（令和3年度から令和7年度共通テストまで、95%以上が良問であるとの評価を達成している。）。

1－2

共通テストを円滑に実施するため、オンライン等により、共通テスト実施上の注意点等の大学への説明を実施し、説明資料に対する利用大学の視聴（閲覧）率を100%とする（令和3年度から令和7年度共通テストまで、100%の視聴（閲覧）率を達成している。）。

2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。

特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究は、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。

(1) 調査研究の在り方及び評価・公表

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や国内外の動向を踏まえて政策的・社会的課題に対応した先導的・実践的な調査研究等に

取り組むことが必要である。

このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部研究者の参画も得た柔軟な体制により行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との連携を行う。

また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、外部評価等によりその検証を行いつつ、各大学における専門人材の育成への貢献も含め、大学入学者選抜の改善に資するよう、積極的な情報発信に取り組む。

(2) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関しては、試験問題の作成支援に資する研究をはじめとして、様々な調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。

(3) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究

持続可能な安定的試験実施に向け、大学入学者選抜方法の改善を目的とした教育測定等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。特に、教育のデジタル化の進展を踏まえ、Computer Based Testing (CBT) については、先導的な取組を行う大学との連携も含め、実装を見据えた実証的な研究を行うなど、大学入学者選抜における活用促進に資する調査研究を推進する。

(4) 試験情報の活用の推進

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜に関する研究の活性化に向けて、共通テスト等のデータの研究における利活用の促進のための検討を進める。

【重要度：高】

共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、共通テストにおける試験問題の作成支援に資する調査研究などの中期的な課題だけではなく、CBT 等の新技術を活用した試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため重要度が高い。

【困難度：高】

新技術を活用した試験に関する調査研究など、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、実践的かつ分野横断的であり、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があり、高い水準で成果が求められるため困難度が高い。

【指標】

2－1 中期目標期間中に終了した調査研究に対する外部評価状況

2－2 中期目標期間中に継続中の調査研究に対する外部評価状況

【目標水準の考え方】

2－1

大学入学者選抜に関する実践的な調査研究を進めることが重要であることから、中期目標期間中に終了した研究課題について、外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成されており、かつ、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を 80%以上の研究課題で得る（令和 3 年度から令和 7 年度まで、期間内に終了した研究課題と継続中の研究課題とを分けて外部評価を行い、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を 80%以上の研究課題で得ていることを参考にした。）。

2－2

調査研究を研究計画に基づき着実に実施し、中期目標期間中に継続中の研究課題について、外部評価委員会において、設定した目標の達成が見込めるとの評価を 80%以上の研究課題で得る（令和 3 年度から令和 7 年度まで、期間内に終了した研究課題と継続中の研究課題とを分けて外部評価を行い、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を 80%以上の研究課題で得ていることを参考にした。）。

3 大学情報の提供等

センター法第 13 条第 1 項第 3 号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。

【指標】

3－1

大学入試に関する情報等の提供状況

【目標水準の考え方】

各年度の大学入学者選抜実施要項において設定される各大学が入学者選抜に関する基本的な事項を公表する時期を踏まえつつ、総合型選抜の入学願書受付開始時期までに、大学入試に関する情報等を提供する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1 組織体制

事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 業務運営

- (1) センターの業務運営に関しては、大学入試改革の動向や受験者のニーズに配慮した上で、急速な少子化に伴う志願者数減等による収入減や物価上昇等による支出増を見据え、持続的・安定的な財政基盤の確保に向けて、業務の効率化・合理化等を進める。

また、一般管理費及び事業費のうち、人件費、変動費※¹及び特殊業務経費※²を除く固定的な経費について、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、調達の合理化の取組を推進すること等により、効率的な執行に努め、物価上昇率の影響を除き、本中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の最終年度と同額以下とする。

なお、効率化に際しては、センターの行う事業が中長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

※¹ 変動費＝受験者の増減により変動する経費

※² 特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費

- (2) 共通テストについては、試験の持続可能性及び受験者の利便性に配慮しつつ、試験場・試験室の効率的な活用に取り組む。また、デジタル化等の業務運営の効率化に取り組む。その際、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に留意する。

- (3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第 5 期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

V. 財務内容の改善に関する事項

1 計画的な収支計画の作成

検定料を主な財源として経営してきたところであるが、急速な少子化に伴う志願者数減等による収入減や物価上昇等による支出増を見据え、中長期的な収支の見込みを基に、業務の効率化・合理化等を含む収支改善のための検討等を通じて収支計画を作成し、持続的・安定的な財政基盤の確保に努める。

2 保有資産

施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。

また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

2 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。これに基づき情報セキュリティ対策や試験問題に係る秘密保持の確保を図る。また、Web 出願の実施も踏まえた、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

3 人材の確保・育成

センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極

的に行う。

4 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

5 情報の公開

試験問題にかかる出題意図の解説や詳細な分析等、受験者や高等学校関係者等に向けての分かりやすい情報提供を図る。

また、業務の公共性に鑑み、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。

大学入試センターに係る政策的位置付け

入学者選抜に関する政策方針

●我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月 中央教育審議会答申）

大学進学者数が大幅に減少することに伴い入学者選抜における選抜機能も低下する中、多様な背景を持つ学生が入学できるようにするためには、多様な評価方法により受験生を丁寧に見る入学者選抜が必要である。

●大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月）

大学入学共通テストについては、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を主たる機能と捉え、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが適当である。

大学入試センターの目的

●独立行政法人大学入試センター法 第3条（平成11年法律第166号）

独立行政法人大学入試センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。

大学入試センターの業務

大学入学共通テストの実施

大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して実施することが適当な業務を行う。

問題作成

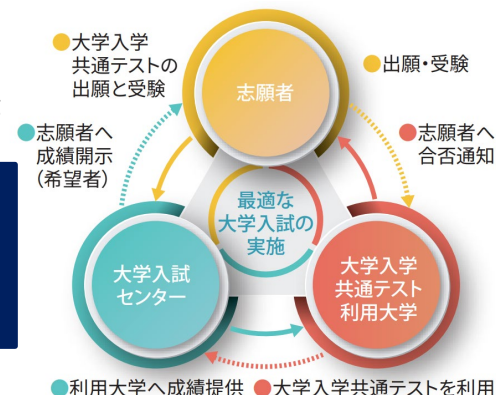
高等学校教育の成果として身に付けた、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を問う問題の作成

試験の実施

受験案内、出願の受付、受験上の配慮対応、試験場の割当、試験問題の印刷・輸送等の公平・公正な試験の円滑な運営

採点・成績提供

答案の採点及び利用大学からの成績請求に基づく受験者の成績の提供



▶ 約50万人の志願者 / 4年制大学の約9割が利用（令和7年度時点）

大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

大学入学のための共通試験の改善及び個別大学における入学者選抜方法の改善を目的とする調査・研究を実施する。

大学情報の提供等

大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行う。

(使命)

大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資する

(現状・課題)

◆強み

- ・我が国唯一の大学入学者選抜のための大規模共通試験という特有の業務に関して約50年間のノウハウを蓄積
- ・問題作成等における高等学校関係者や大学関係者双方との協働体制

◆弱み・課題

急速な少子化による志願者数の減少等に伴う、

- ・安定的・確実・持続可能な試験の実施運営の在り方の検討
- ・収入の減少等を見据えた安定的な財政基盤確保に向けた収支改善

(環境変化)

○大学入学者選抜全体については、大学進学者数が大幅に減少する中で、多様な背景を持つ学生が入学できるよう、多面的・総合的な入学者選抜を推進し、その後の大学教育につなげていくことが必要

○その中で、共通テストに関しては、テストの質を維持した上で、安定的で確実な実施を一層重視する方向で改善していくことが必要

(中期目標)

○大学入学共通テストにおいて、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視した評価を行うことができる良質な問題の作成、公平かつ公正な試験の円滑な実施、答案の採点・成績提供等からなる一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施

○高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施